

船橋市市民活動サポートセンター運営協議会公募委員の選考に関する要綱

(設置)

第1条 船橋市市民活動サポートセンター運営協議会公募委員（以下「公募委員」という。）の選考のための審査をするため、船橋市市民活動サポートセンター運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 市民生活部長（以下「部長」という。）
- (2) 市民協働課長
- (3) 市民協働係長

(会議及び議事)

第3条 選考委員会の会議は、部長が招集し、選考を行う。

(選考方法等)

第4条 選考は、書面及び面接にて行うものとする。ただし、応募の際に公募委員として委嘱を受けている者については、面接を省略することができる。

(選考結果)

第5条 部長は公募委員応募者に対し、前条に基づく選考を実施した後、速やかに選考結果を通知しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。